

# 農林水産商工常任委員会資料

## (令和5年7月21日)

| 項目   | ページ |
|--|-----|
| ■ とっとりSDGs企業認証制度の第2回認証結果について<br>【商工政策課】……………           | 2   |
| ■ 鳥取砂丘月面実証フィールドのオープンについて<br>【産業未来創造課】……………             | 4   |
| ■ とっとりバイオフィロンティアの指定管理者審査要項(案)の概要について<br>【産業未来創造課】…………… | 6   |
| ■ 物流の2024年問題解決に向けた官民連携緊急会議の開催結果について<br>【通商物流課】……………    | 8   |
| ■ 最近の境港利用促進に向けた取組について<br>【通商物流課】……………                  | 9   |
| ■ 新たな海外市場へのビジネス展開支援の取組について<br>【通商物流課】……………             | 10  |
| ■ キャリアデザインLab(ラボ)の開設について<br>【鳥取県立鳥取ハローワーク】……………        | 11  |

商工労働部

## とっとりSDGs企業認証制度の第2回認証結果について

令和5年7月21日  
商工政策課

「とっとりSDGs企業認証制度」に基づく第2回認証企業16社を次のとおり決定しました。

### 1 とっとりSDGs企業認証制度の概要

地域社会や自然環境を持続可能なものとしながら、将来にわたる事業継続・持続的発展を目指す県内企業の取組を「社会」「経済」「環境」の3側面から評価して県が認証する制度。

|      |  |
|------|--|
| 認証対象 | 県内企業（県内に拠点を有し、主たる事業として営利事業を行う事業者）  |
| 認証者  | 鳥取県（認証適否は附属機関（外部委員）による評価等を経て決定）  |
| 審査項目 | ・ SDGs 実現に向けて目指す2030（令和12）年の姿<br>・ 「社会」「経済」「環境」の3側面30項目についての現状認識と目標設定<br>※3側面の各項目6項目以上、かつ3側面全体で21項目以上取り組んでいること |
| 認証期間 | 3年（更新可能）   |

### 2 第2回認証結果（公募期間 令和5年3月17日～4月17日）

応募企業 22社 → 認証企業 16社（認証期間：令和5年7月25日から3年間）  
不認証 6社（取組の項目数不足等により認証基準に不達等）

#### <SDGs企業認証の状況>

第1回認証 認証日：令和4年7月22日、企業数：27社 ※累計43社を認証

#### <第2回認証企業の傾向> 業種や企業規模（従業員規模）に偏りなく、幅広い企業が認証を取得。

業種：製造業37%（6社）、建設業25%（4社）、卸小売13%（2社）、その他サービス業等25%（4社）  
従業員：20人以下19%（3社）、21～100人44%（7社）、101人以上37%（6社）

#### <認証企業の主な取組事例> ※従業員数は令和5年4月時点

（株）ササヤマ（鳥取市・製造業。従業員58人）

自動車のEV化などの市場変化の中で、従業員の多様な働き方を実現しながら、デジタル化技術の導入により、金型製作期間半減などの生産性向上に取り組む。

福山建築（倉吉市・建設業。従業員26人）

とっとり健康省エネ住宅性能基準「NE-ST」の普及に県内建築業界を牽引して取り組み、省エネ化及びCO2削減の推進を目指す。

（株）石田コーポレーション（米子市・卸小売業。従業員97人）

飲食店の経営など多角的に事業展開する中で、地元食材を優先活用するほか、障がい者雇用を推進するための農福連携の団体設立等も目指す。

### 3 認証企業に対する県の主な支援

認証企業に対しては、オリジナルロゴマークの使用や県のホームページ等を通じた取組の広報のほか、低利融資や補助金、専門家派遣、ビジネスマッチング支援等により、SDGs経営の取組を支援します。

（1）とっとりSDGs企業認証ロゴマークの使用

（2）県制度融資（新規需要開拓設備資金「SDGs特別枠」）による設備投資等への支援

融資期間 20年以内（据置5年以内）

融資利率 当初5年間1.0%（6年目以降は融資期間が10年以内1.43%、10年超1.6%）

（3）補助金・奨励金によるSDGs経営の課題解決に向けた取組への支援

・ SDGs経営促進補助金（補助率1/2・補助額上限1,000千円）

・ 企業版ふるさと納税タイアップ奨励金（寄附額を奨励金として支給（最大1,000千円））

（4）SDGs経営強化専門家派遣（個別分野の専門家派遣の仲介及び派遣費用への支援）

（5）マッチング支援：（独）中小企業基盤整備機構中国本部、県が包括協定を結ぶ三井住友海上火災保険（株）と連携し、両者のネットワークを活用して県外企業とのビジネスマッチングを推進する。

### 4 とっとりSDGs企業認証 第2回認証式

第2回認証企業を対象とした認証証の交付等を行う認証式を開催します。

（1）日時 令和5年7月25日（火）午前11時半から （2）会場 とりぎん文化会館 第2会議室

（3）出席者 各認証企業代表者、亀井副知事

### 5 次回公募に向けた県の取組

県内企業の幅広いSDGs経営への取組を後押しするため、認証取得を目指す企業を対象としたセミナーやワークショップ等を開催して伴走支援しながら、県内企業の一層のチャレンジを促していきます。

## 「とっとり SDGs 企業認証制度」第2回認証企業（16社）

|    | 会社名             | 所在地         | 業種             | 従業員数     |
|----|-----------------|-------------|----------------|----------|
| 1  | 株式会社ササヤマ        | 鳥取市         | 製造業            | 58人      |
| 2  | 日段株式会社          | 鳥取市         | 製造業            | 170人     |
| 3  | 千代興業有限会社        | 鳥取市         | 建設業            | 10人      |
| 4  | 株式会社吉備総合電設      | 鳥取市         | 建設業            | 73人      |
| 5  | 株式会社興洋工務店       | 鳥取市         | 建設業            | 36人      |
| 6  | 日ノ丸産業株式会社       | 鳥取市         | 小売業            | 187人     |
| 7  | 株式会社メモワールイナバ    | 鳥取市         | サービス業          | 60人      |
| 8  | 日本海テレビジョン放送株式会社 | 鳥取市         | その他(情報通信)      | 113人     |
| 9  | 株式会社モリタ製作所      | 倉吉市(本社:京都市) | 製造業            | (全社)728人 |
| 10 | 福山建築            | 倉吉市         | 建設業            | 26人      |
| 11 | 株式会社稲田本店        | 米子市         | 製造業            | 20人      |
| 12 | カネックス株式会社       | 米子市         | 製造業            | 31人      |
| 13 | 株式会社石田コーポレーション  | 米子市         | 卸売業            | 97人      |
| 14 | 株式会社あおい総合設計     | 米子市         | その他(建築設計)      | 15人      |
| 15 | 株式会社エスジーズ       | 米子市         | その他(建設コンサルタント) | 126人     |
| 16 | TVC株式会社         | 南部町         | 製造業            | 547人     |

### <「社会」「経済」「環境」の3側面30項目>

### <認証ロゴマーク>

#### 社会

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①労働災害の防止         | ⑥多様な働き方の促進       |
| ②ハラスメント防止        | ⑦労働者への人権配慮       |
| ③女性の活躍           | ⑧社会配慮型商品・サービスの提供 |
| ④障がい者が働きやすい職場づくり | ⑨地産地消            |
| ⑤多様な人材の活躍        | ⑩地域社会への貢献        |



#### 経済

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ①事業継続計画（BCP）の策定 | ⑥コロナなどの市場変化を見据えた対応 |
| ②セキュリティ対策       | ⑦自社以外の経営資源の有効活用    |
| ③法令順守の取組の徹底     | ⑧デジタル化による生産性向上     |
| ④情報公開           | ⑨雇用の維持・拡大          |
| ⑤後継者の確保         | ⑩人材育成・能力開発         |

#### 環境

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ①気候変動リスクへの対応（自然環境）  | ⑥再生可能エネルギーの導入    |
| ②気候変動リスクへの対応（社会・制度） | ⑦廃棄物の削減          |
| ③気候変動リスクへの対応（事業活動）  | ⑧水資源の適切な管理       |
| ④燃料消費量の削減           | ⑨環境配慮型商品・サービスの提供 |
| ⑤電力消費量の削減           | ⑩環境面での社会貢献       |

### <認証企業等への県の支援状況>

- ・ 県制度融資（新規需要開拓設備資金「SDGs 特別枠」） 1社（R4年度）
- ・ SDGs 経営促進補助金 6社（R4年度 3,357千円）
- ・ 企業版ふるさと納税タイアップ奨励金 6社（R4年度 3,100千円）
- ・ SDGs 経営強化専門家派遣 2件（R4年度、R5年度 各1件）

# 鳥取砂丘月面実証フィールドのオープンについて

令和5年7月21日

産業未来創造課

本県では、産業の成長軸の一つとして「鳥取県に宇宙産業を創出する」取組を進め、鳥取砂丘が月面開発に取り組む国内外の企業・研究者が集まり、交流する、月面環境実証の拠点になることを目指して整備を進めていた『鳥取砂丘月面実証フィールド』が6月末に完成し、7月7日にオープンしました。

## 1 フィールドの概要

(1) 整備場所：鳥取大学乾燥地研究センターの敷地内 ※隣接して建設技術実証フィールド(約0.5ha)を整備

(2) 月面実証フィールドの構成等 (約0.5ha)

- ・月面に類似する砂丘(現地)の砂を利用。
- ・潜在ユーザーの声をもとに設計し、月面環境を想定した実証実験を行うための平面ゾーン、斜面ゾーン(5度~20度程度)、自由設計ゾーン(利用者自身のニーズに応じて自由に掘削・造成可能)から構成。

(3) 愛称 『ルナテラス』 ※ルナ(月)と「照らす」・「テラス(庭園やプラットフォーム)」をイメージ

- ・全国にアイデアを募集(5/24~6/11)し、応募いただいた896件(うち県外が3/4)の中から、とっとり産業ネットワークの会員企業(現在100社・団体が参加)及び鳥取大学の意見を踏まえて決定。



(4) 活用目的

アルテミス計画など月面探査に係る実証実験等の場として、国内外の企業や研究機関に提供することで、県内の企業・大学等との協業や共同研究の実施、さらには県内拠点設置などに繋げることも目指し、本県での宇宙産業創出を目指す。

※既に、大手企業、宇宙スタートアップ、大学、学生団体など10社程度から利用希望あり。

(鳥取砂丘での実証試験実績のある㈱ブリヂストン、県内企業と連携で月面探査ローバーを開発中の㈱たすく等の国内大手企業や宇宙ベンチャー など)

## 2 鳥取砂丘月面実証・建設技術実証フィールドのオープニングセレモニー開催

(1) 開催日時 令和5年7月7日(金) 午後2時~4時30分

(2) セレモニー内容

①鳥取大学と鳥取県との鳥取イノベーション実装事業に関する基本協定締結式

平井知事と中島廣光鳥取大学学長で、鳥取県における新産業創出と県内産業の高付加価値化に向けてフィールドを拠点とした研究開発、人材育成等について相互に連携・協力をを行う基本協定書を締結。

②テープカット(6名)

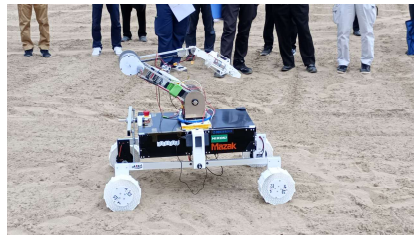
平井知事、中島学長、益山明子 MASUYAMA-MFG(株)代表取締役社長、石山誠(株)ブリヂストン次世代技術開発統括部門長、建設関係団体代表者2名の計6名によるテープカットを実施。



(3) フィールド利用のデモンストレーション ※建設技術関係も実施。

○(株)ブリヂストン/月面探査車向けタイヤの開発車走行(写真左)

○東北大学等の惑星ローバー学生団体ARE S(アレス)/開発中のローバー走行(写真右)



## 3 今後の取組

月面実証フィールドの活用を希望する企業・団体を随時受け付け、連携内容や日程等を調整しながらフィールドを提供する。また、宇宙産業ネットワークに参加する県内企業との交流やマッチングの機会を作っていく。



## 【鳥取砂丘月面実証・建設技術実証フィールド鳥観図】



### 【参考】鳥取イノベーション実装事業に関する基本協定書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）は、宇宙分野や建設分野をはじめ鳥取県における新産業創出と県内産業の高付加価値化による地方創生を実現することを目指し、鳥取大学浜坂地区内の「鳥取イノベーション実装フィールド」（以下「実装フィールド」という。）を主な拠点として鳥取県においてイノベーションを創出し、社会実装に資する事業（以下「鳥取イノベーション実装事業」という。）に関し、次のとおり合意し、本協定書を締結する。

#### （趣旨）

第1条 甲、乙は、実装フィールドを主な拠点として鳥取県における新産業創出や県内産業の高付加価値化を目指すものとする。

2 甲、乙は、鳥取イノベーション実装事業の円滑な実施のため、それぞれと密接に連携、協力を行うものとする。

#### （研究開発）

第2条 甲は、実装フィールドを主な拠点とする研究開発、並びに実装フィールドの利用者との共同研究等を積極的に行うなど、鳥取イノベーション実装事業に係る研究開発に協力するものとする。

2 甲は、前項に規定する協力を行う際、乙と連携・協力しながら、実装フィールドで生み出された成果の実用化・事業化を支援するものとする。

#### （人材育成）

第3条 甲及び乙は、鳥取イノベーション実装事業に関連する専門人材育成の取組を推進し、甲は乙が実施する人材育成に必要な助言及び協力を行うものとする。

#### （管理及び運営）

第4条 甲及び乙は、実装フィールドの管理、運営等が支障なく円滑に行えるよう、協力するものとする。

2 甲と乙は連携・協力して、実装フィールドの利用を促進するものとする。

3 実装フィールドの管理運営に要する経費は、原則として乙が負担する。

#### （期間）

第5条 この協定書の有効期間は、本協定の締結日から令和7年（2025年）3月31日までとし、期間満了の6か月前までに甲、乙が有効期間の更新をしない旨の申し入れをしなかった場合には、この協定書は、さらに、1年更新されるものとし、以後同様とする。

#### （協議）

第6条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協議書に定めのない事項については、甲、乙で協議の上、決定するものとする。

# とっとりバイオフィロンティアの指定管理者審査要項（案）の概要について

令和5年7月21日  
産業未来創造課

令和6年度からとっとりバイオフィロンティアの管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。

なお、審査要項は、鳥取県商工労働部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」）での審査を踏まえて決定します。

## 【とっとりバイオフィロンティアの概要】

(所在地) 米子市西町86番地 ※鳥取大学米子キャンパス内  
(開設時期) 平成23年4月1日  
(設置目的) バイオ産業における新技術の研究開発及び実用化、専門人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積形成及び活性化を図り、県内産業の振興を図る  
(施設概要) 鉄骨造3階建 延面積 約1,260.84㎡  
主な施設：1階 研修室、オープンラボ、2階 共同実験室(機器分析、遺伝子実験等)  
3階 貸居室、実験室、動物飼育室  
実験機器：染色体解析専用顕微鏡、共焦点顕微鏡、遺伝子抽出装置、超遠心分離機等

## 1 指名団体とその理由

公益財団法人鳥取県産業振興機構（平成23年度から令和5年度までの指定管理者）

(指名理由)

当該団体は、本県と連携してバイオ産業の振興に取り組んできたこれまでの実績に加え、産学官連携による事業化、県内企業の販路開拓等支援や人材育成等の知識・ノウハウを有した公益的団体であることから、当該団体が同施設を継続的に管理運営することで、効果的・効率的な施設の設置目的達成が期待できること。

令和4年11月2日に開催した審査・運営評価委員会において、施設の管理運営や利用者への総合支援などの実施状況が高い評価を受けた。

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 公共料金の徴収、支払いに関する業務
- エ 利用者の総合支援に関する業務
- オ バイオ人材育成に関する業務
- カ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(※なお、利用料金は現行の金額を標準とする。)

イ 施設の利用の許可・制限は、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) 管理上の条件等

ア 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（施設長相当職）を1名配置すること。

イ 業務の内容に応じて、必要な知識、資格、技能及び経験の有する者を配置すること。

なお、次の者については、施設への配置を義務付けるものとする。

(ア) 染色体工学技術を中心としたバイオテクノロジーに関する専門的な知識を有する者

(イ) 動物実験に関する実務経験、専門的な知識を有する者

## 3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

#### 4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額378,670,000円（消費税及び地方消費税の額34,424,545円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、審査時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

各年度の剰余金を県に返還後、剰余金相当額から複数年契約導入による節減額その他経営努力によらない額を控除した額を目途に県と指定管理者が協議して定めた額の範囲内で、指定管理者が設ける基金（公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができる基金をいう。）に積み立てるための補助金として交付する。

#### 5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

#### 6 スケジュール

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| (1) 審査委員会（審査要項の審議）     | 令和5年8月上旬               |
| (2) 審査要項の送付            | 令和5年8月中旬               |
| (3) 書類の提出期限            | 令和5年9月下旬               |
| (4) 審査・運営評価委員会（候補者の審査） | 令和5年10月上旬              |
| (5) 審査結果の通知・公表         | 令和5年10月上旬              |
| (6) 指定管理者の指定           | 令和5年12月下旬（議会の議決を経て行う。） |

#### 7 審査方法等

- (1) 審査方法  
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を審査。
- (2) 審査委員会委員  
学識経験者、税理士、医療・食品等関係者(2名)、商工労働部経済産業振興監〔計5名〕
- (3) 審査基準

| 審査基準  | 審査項目  | 配点                               |
|---|---|----------------------------------|
| 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。<br>(指定手続条例第5条第1号)                      | ○管理の基本的な考え方の適合性<br>(施設設置目的の理解、管理運営の方針等)   | 配点なし<br>※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格 |
| 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。<br>(指定手続条例第5条第2号)                         | ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容<br>(サービス向上策、事業の企画、利用促進策等)<br>○管理の基準<br>〔開館時間、休館日、利用料金等の設定<br>個人情報保護、情報の公開〕<br>○施設設備の維持及び衛生管理の水準<br>○事故・事件の防止措置、緊急時の対応  | 50点                              |
| 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。<br>(指定手続条例第5条第2号)                        | ○収支計画及び見積内容   | 15点                              |
| 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。<br>(指定手続条例第5条第3号) | ○法人等の財政基盤、経営基盤<br>○組織及び職員の配置等<br>○現在の施設職員の継続雇用に関する方針<br>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況<br>○法人等の社会的責任の遂行状況<br>〔障がい者雇用<br>男女共同参画推進企業の認定等<br>ISO14001・TEAS I種規格等の認証等<br>あいサポート企業等の認定等〕<br>○当該施設の管理運営状況の実績評価 | 35点                              |

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を事前に公表する。

# 物流の2024年問題解決に向けた官民連携緊急会議の開催結果について

令和5年7月21日  
通商物流課

物流の2024年問題は、県民生活や経済活動に不可欠な物流を停滞させかねない課題です。トラックドライバーへの労働・拘束時間等に関する規制が強化される（来年4月から）までの期間が僅かであることから、課題解決に向けた情報共有や意見交換を行うため、緊急会議を開催しました。

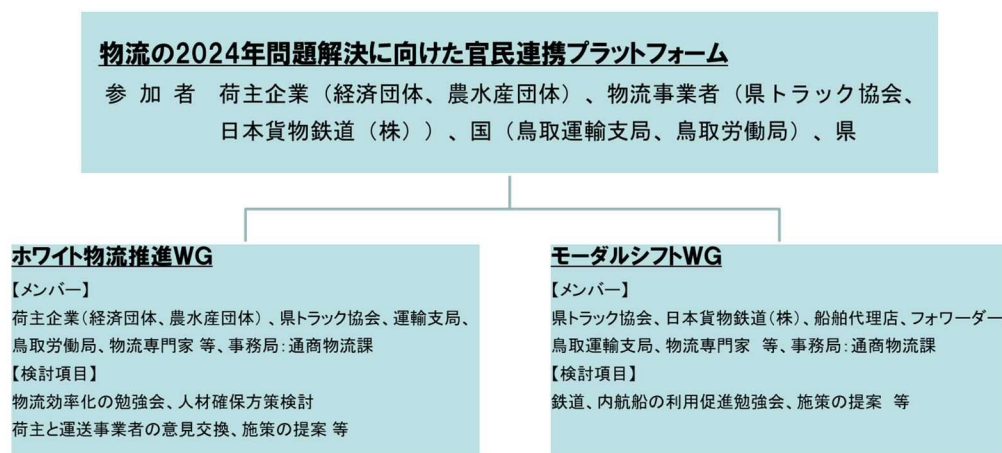
## 1. 開催概要

- (1) 日時 令和5年6月30日（金）14時～14時45分
- (2) 場所 とりぎん文化会館第3会議室
- (3) 出席 鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県農業協同組合中央会、境港鮮魚仲買協同組合、鳥取県トラック協会、日本貨物鉄道（株）、鳥取労働局、鳥取運輸支局、鳥取県知事 等
- (4) 出席者からの主な意見
  - ・ 様々な意見はあるが、最終的には運賃値上げが必要（鳥取県商工会連合会）
  - ・ 価格適正化の実現に向けては周知活動を行っているが、改めて課題を確認し共有していきたい（鳥取県商工会議所連合会）
  - ・ 運送事業者に寄り添う必要がある（鳥取県農業協同組合中央会）
  - ・ 現在の冷蔵技術であれば1日、2日では鮮度に差はない。小売りや消費者の早さ＝鮮度という思い込みを修正する啓発が必要（境港鮮魚仲買協同組合）
  - ・ 引き続き荷主との意見交換を継続し理解を求めていく（鳥取県トラック協会）
  - ・ 県内の状況を把握し、貨物鉄道としての特性を生かした取り組みで貢献していきたい（JR貨物）
- (5) 知事の発言
  - ・ 2024問題は政府の政策により引き起こされたものであることから、政府にはしっかりと解決策を示すよう強く働き掛けていきたい。
  - ・ 県としても物流効率化に向け、必要な施策の予算措置を議会と相談しながら検討していきたい。

## 2. 推進体制及び今後のスケジュール

### (1) 推進体制

物流の2024年問題について、総合的な検討やとりまとめを行う官民連携プラットフォームを設置し、その傘下に、ホワイト物流推進ワーキングとモーダルシフトワーキングを併せて設置し、同ワーキンググループにおいて実務レベルで勉強会や具体的な検討を行います。



### (2) 今後のスケジュール

- 6/30 物流の2024年問題解決に向けた官民連携緊急会議
- 7～10月 物流WGにおける優良事例の勉強会、具体的な検討
- 11月 官民連携プラットフォームのとりまとめ  
⇒県予算への反映、国への提案要望等を通じ、物流の2024年問題解決へ。



## 最近の境港利促進に向けた取組について

令和5年7月21日  
通商物流課

国際経済変動やサプライチェーンの変化に対応し、境港を經由した安定的かつ利便性の高い国際海上物流を確保していくため、韓国コンテナ船社や荷主に対して以下のとおり働きかけを行いました。

### 1 韓国での知事トップセールス（韓国コンテナ船社）

境港に寄港する韓国コンテナ船社（長錦商船<sup>しのこーしやうせん</sup>（株）、興亜<sup>ひゆんがら いん</sup>LINE<sup>こうらいかいうん</sup>（株）、高麗海運<sup>こうらいかいうん</sup>（株））の韓国本社を平井知事が訪問し、境港の施設整備状況の説明及び境港利用促進に関する要請を行い、今後とも双方で協力してくことを確認しました。

#### （1）長錦商船株式会社及び興亜LINE株式会社

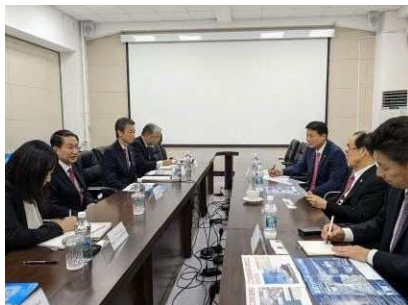
- ・日 時 令和5年7月4日（火） 午後3時30分から午後3時50分まで
- ・場 所 長錦商船株式会社（ソウル市内）
- ・出席者 鳥取県側：平井知事ほか  
韓国コンテナ船社側：鄭泰淳（チョン・テスン）長錦商船代表理事会長  
具 汝徹（ク・ヒョンチョル）興亜LINE代表理事社長 他

#### （2）高麗海運株式会社

- ・日 時 令和5年7月4日（火） 午後4時5分から午後4時25分まで
- ・場 所 高麗海運株式会社（ソウル市内）
- ・出席者 鳥取県側：平井知事ほか  
韓国コンテナ船社側：鄭顯墉（チョン・ヒョンヨン）副社長  
成 貞慶（ソン・ジョンギョン）常務 他

#### （3）コンテナ船社との面談概要

- ・平井知事より、境港への継続寄港に対する謝意、境港での7月からの2基目のガントリークレーン供用開始、コンテナ岸壁整備の状況、リーファーコンテナに対する促進制度の新設等、境港の利便性向上に関する施策の説明、今後の利用継続や活用について要請しました。各船社からは、訪問を歓迎するとともに、鳥取県による様々な協力について感謝の意が述べられ、継続した境港への寄港と貨物増に向けた努力について確認しました。



長錦商船(株)/興亜LINE(株)との会談の様子



高麗海運(株)との会談の様子

### 2 境港視察会

日 時：令和5年7月12日（水） 14:00～16:30

会 場：みなとテラス（境港市上道町3000）、境港湾船上視察、国際コンテナヤード

主催者：境港貿易振興会（協力：中国地方整備局境港湾・空港整備事務所、ジェットロ鳥取等）

参加者：荷主企業、金融機関、港湾荷役事業者、フォロワー等（計30社46名）

概 要：・県内外から荷主を中心に参加し、普段は入れない国際コンテナヤード、国交省境港湾・空港整備事務所港湾業務艇「はくしゅう」による船上視察を行った

・セミナーでは境港の紹介のほか、輸出促進のための補助制度等を紹介した。

参加者の声：

- ・船上視察により、機能が集約した境港全体の機能を具体的にイメージできた。
- ・コンテナヤードで新たなガントリークレーンによる荷役状況を見学し、具体の荷動きをイメージでき、スピード感のある荷役に安心感をもった。
- ・紹介のあった新たな助成制度を活用し、境港からトライアル輸送を行ってみたい。

### 3 今後の取組

- ・境港利用促進セミナー（8/23、大阪市）における荷主企業に対する利用促進のアピール、令和5年度6月議会において新たに予算措置された境港利用促進に関する助成制度を活用、境港貿易振興会を中心とした新規荷主獲得に向けた営業活動等を通じて、境港の更なる利用促進を図っていきます。

## 新たな海外市場へのビジネス展開支援の取組について

令和5年7月21日  
通商物流課

海外との往来が正常化しつつあり、為替相場も円安基調で推移するなど、輸出に追い風の市場環境となっていることから、北東アジア・東南アジアはもとより、欧米やインドなど、新たな市場へもチャレンジする県内企業の外需獲得のサポートを行っていきます。

### 1 インドビジネスセミナーの開催

今後、世界最大規模の市場に成長することが見込まれるインド市場について、県内企業が日本に居ながらにしてオンラインで視察し、販路開拓の可能性を探る機会を提供します。

#### (1) 開催日

令和5年7月13日（木）

#### (2) 講師・ナビゲーター

鳥取県世界どこでもビジネス特派員（インド） 柴田 洋佐 氏

インドビジネス歴12年以上。現地パートナーとの連携でインド企業約3,000社とネットワークあり。

#### (3) 内容

【講演】「これからのインド展開の可能性」

【視察】現地中産階級が利用するムンバイのショッピングモール



現地高級ショッピングモールからのライブ



日本酒の販売状況



日本食レストランオーナーへのインタビュー

#### (4) 参加者

約40社・団体 約50名（県内企業（食品、酒蔵、環境、ソフトウェア等）、金融機関、支援機関等）

#### (5) 参加者の声

- ・インド市場の将来性や現地での輸入品の価格帯、売れ筋等を知ることができた。
- ・距離的に渡航することが難しいため、現地市場の状況を把握する良い機会となった。
- ・消費市場として今後の成長性に魅力を感じた。その中でも特に酒類の輸出に可能性を感じた。
- ・近代的なショッピングモールで、売価も日本以上だったため驚いた。現地でこのような価格帯で販売可能であれば、ビジネス展開の選択肢に入ると感じた。

【参考：世界どこでもビジネス特派員】

本県は、海外現地で県内企業の海外展開をサポート（現地事情の情報提供、商談候補企業の紹介、視察代行等）する「ビジネス特派員」を世界主要市場（米国、欧州、インド、豪州等）に配置しています。

### 2 欧米等への県産品の販路開拓支援（越境ECを活用）

これまでの越境EC※支援事業を通じて、欧米市場において日本らしさを活かした工芸品や雑貨への関心が特に高いことが把握できたため、令和5年度は、工芸品・雑貨を主に、現地販売プロモーションと越境ECを組み合わせて、バイヤー及び消費者、双方へのアプローチにより欧米市場を開拓していきます。

#### (1) 事業の概要

- ・越境ECサイトを活用し、欧米市場向けに工芸品、雑貨を販売。
- ・鳥取県特設ページ・SNS活用等、オンラインで販売プロモーションを実施。
- ・越境ECサイトに掲載した県産品を現地ショッピングモール・セレクトショップ・国際見本市等において展示し、販売プロモーションを実施。
- ・海外バイヤーと県内事業者とのビジネスマッチングを行い、持続的な海外取引の構築を目指す。

#### (2) 期間

- ・令和6年3月末まで

※「越境EC」… インターネットにより国境を越えて行う電子商取引（E-Commerce）のこと

## キャリアデザインLab(ラボ)の開設について

令和5年7月21日  
鳥取県立鳥取ハローワーク

本県の深刻な人手不足に対応するため、鳥取県立ハローワーク（鳥取・倉吉・米子）内に、県内に眠っている求職活動未満の多様な人材（潜在労働力）に積極的に働きかけ、就業に向けた準備を支援する機能「キャリアデザインLab（ラボ）[通称：キャリ Lab]」を開設しました。

### 1 キャリ Lab の開設 [運営：株式会社タスクールPlus（外部委託）]

#### (1) 開設日等

7月18日（火）

※開設日当日は、鳥取県立鳥取ハローワークにおいて開設式を挙行了した。

#### ＜開設式概要＞

日時：7月18日（火）午前10時から午前10時10分まで

会場：鳥取県立鳥取ハローワーク

（鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内）

出席：平井知事

上田美鈴氏 ※キャリ Lab スタッフ

内容：看板除幕

知事あいさつ

上田氏（キャリ Lab スタッフ）による意気込み宣誓

リスキリングを経て就職した経験のある方からキャリ Lab への期待メッセージ



#### (2) キャリ Lab の支援の流れ

##### ア 潜在労働力の掘り起こし

求職活動に至っていない方（専業主婦(夫)、シニア層など）に向け、SNS等による情報発信やアウトリーチ型で働きかけ、掘り起こしを行う。

##### イ キャリア形成支援、リスキリング支援による就労意欲の醸成

掘り起こした支援対象者に対し、キャリアコンサルティングのほか、職業訓練等の学び直し（リスキリング）の提案等を行い、就労意欲の醸成・就労に向けた準備の支援を行う。

##### ウ 就労マッチング支援

就労準備が整った支援対象者を鳥取県立ハローワークの就労支援員に引き継ぎ、一人ひとりに寄り添った就労支援により就職につなげる。

※キャリ Lab には、国家資格キャリアコンサルタント有資格者のスタッフを配置

### 2 今後の展開

当面は、各種広報媒体の活用や市町村等の関係機関との連携による潜在労働力の掘り起こしに注力していく（年間100人（令和5年度は80人）のキャリ Lab 利用者確保を見込む）こととし、順次、掘り起こした個々の支援対象者に寄り添った支援を行っていく。

#### (1) 広報媒体を活用した情報発信

新聞広告やSNS、インターネットのターゲティング広告等を活用した情報発信を積極的に展開していく。

#### (2) アウトリーチ活動による支援対象者の掘り起こし

出張県立ハローワークでのPR活動のほか、市町村や教育委員会等の関係機関の協力を得て、公民館活動、子育て相談会、生涯学習イベント等にスタッフが出向き、キャリ Lab の利用を直接働きかける。